

マイナンバー提出等の手続き(大学院予約用)

奨学金の選考のためにはマイナンバーの提出が必要です。スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。過去に奨学金の申込み等でマイナンバーを提出したことがあっても、あなた及び配偶者のマイナンバーを改めて提出する必要があります。なお、奨学金の申込みにおいて、マイナンバーはインターネットによってのみ提出しますので、マイナンバーをコピーした書類を郵送することや、進学予定の大学院へ提出することがないようにご注意ください。

マイナンバーを用いて選考に必要な住民税情報を取得するためには、法令に基づき、取得する対象者の同意が必要です。本機構では、「奨学金確認書兼地方税同意書」において、あなた及び配偶者の同意を得たうえで、それぞれの住民税情報を取得し、奨学金の選考を実施します。

「奨学金確認書兼地方税同意書」の記入・提出方法は、進学予定の大学院から配付された大きな封筒に同封の「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」をご確認ください。

あなた及び配偶者がマイナンバーを持っていないことは、まずありません。

マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。

「マイナンバー記載の住民票の写し」や「通知カード」があれば、マイナンバーを確認することが可能です。



選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない場合

貸与奨学金は、あなた及び配偶者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で住民登録がない場合は、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。その場合は、別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出してください。



海外赴任等していても、日本で住民登録されていてマイナンバーの提出が可能である場合は、マイナンバーを提出してください。

A. 2026年1月1日時点で、あなた又はあなたの配偶者が国内に居住していない場合

2026年1月1日時点において、国内に居住しておらず、日本で住民登録がない方については、上記の機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ進学予定の大学院に提出してください。

イ. 事情（長期海外赴任等）等によりマイナンバーを提出できない場合

上記の機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ進学予定の大学院に提出してください（A. にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください）。

また、マイナンバー提出用サイトでは「提出できません」を選択してください。

※マイナンバー提出用サイトのイメージは、次ページをご確認ください。

2026年度の最終手続き期限については、機構ホームページで確認してください。

期限までに必要な書類やマイナンバーの提出がない場合、また、不備を解消しない場合は不採用となりますので、十分ご注意ください。



(1) マイナンバー提出用サイトへのログイン

※画像は2026年8月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

あなたは 機構 学 さんですね。

■ お知らせ
現在お知らせメッセージはありません。

■ 奨学金の申込
大学院予約申込は完了しています。
申込内容を確認する場合は、下の「申込内容の確認」ボタンを押してください。

■ 申込状況
現在の申込状況 申込済
詳細
スカラネットでの予約申込は完了しています。
受付番号: 1099900-106-00001

■ パスワード・メールアドレスの変更
スカラネットログイン時の「パスワード・メールアドレスを変更する場合は、下の「パスワード・メールアドレスの変更」ボタンを押してください。

■ ログアウト
ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等
必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	—
配偶者	—

個人番号（マイナンバー）の提出等

■スカラネット「メインメニュー」画面にアクセス

「受付番号」の発行後、スカラネット「メインメニュー」画面にアクセスすると、画面左下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンが押せるようになります。このボタンを押すと、マイナンバー提出用サイトへ移動します。

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	—
配偶者	—

個人番号（マイナンバー）の提出等

「受付番号」の発行前（スカラネット入力完了前）は、マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、上図のとおり「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「—」となり、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンも押せません。

マイナンバー提出等の手続きは、「受付番号」発行後、続けて行ってください。

⚠ マイナンバー提出等の手続きは、あなたが行います。
マイナンバー提出用サイトでは、あなたと配偶者（いる場合のみ。以下同じ。）のマイナンバーを入力し、提出しますが、それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけです。あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身が行うようにしてください。

(2) 必要情報の入力

STEP1 個人番号提出可否

STEP2 住居・住所

STEP3 個人番号

STEP4 入力内容確認

STEP5 個人番号提出完了

STEP1 個人番号提出可否

表示されている情報に誤りがある場合は、画面を閉じて学校担当者に連絡してください。

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報

項目	内容
漢字氏名	機構 学
カナ氏名	キコウ マナブ
奨学金申込時に入力した現住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本町10番7号
生年月日	20XX年（平成XX年）1月1日

あなたの情報に誤りがないか確認してください。

☒ 確認しました

あなたは個人番号を提出できますか。

☒ 提出できます ☐ 提出できません

2. 登録されている配偶者の情報は以下のとおりです。

配偶者の情報

項目	内容
漢字氏名	機構 花子
カナ氏名	キコウ ハナコ
奨学金申込時に入力した現住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本町10番7号
生年月日	20XX年（平成XX年）1月2日

配偶者の情報に誤りがないか確認してください。

☒ 確認しました

配偶者は個人番号を提出できますか。

☒ 提出できます ☐ 提出できません

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「住民票の写し」や「通知カード」で確認できます！

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

■スカラネットで入力した情報の確認

ここでは、スカラネットで入力したあなたと配偶者の情報を確認します。

両者の情報に誤りがない場合は、各人の「確認しました」にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、進学予定の大学院の担当者に修正を依頼してください。進学予定の大学院から修正完了の連絡を受けた後で再度この画面に進み、正しい情報が表示されたことを確認したら「確認しました」にチェックを付けてください。

■マイナンバー提出可否の選択

両者の情報が正しいことを確認したら、あなたと配偶者のそれぞれについて、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。

「提出できません」を選択した方については、「提出できない理由」を選択し、「その他の事情により提出できない」を選択した場合は、詳細を全角50文字以内で入力します。

⚠ マイナンバーを持っている方は、提出してください。
マイナンバーを持っていないことは、まずありません。
「マイナンバーカードを持っていない」と「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、**マイナンバーカードを持っていない**でも、**日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。**
誤解により「提出できません」を選択した場合も変更はできませんので、十分にご注意ください。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出可否

STEP2 住民票住所

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報	
漢字氏名	機構 学
カナ氏名	キコウ マナブ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	20XX年(平成XX年)1月1日

あなたの **住民票記載** の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字)

住所1 (自動入力) 郵便番号未入力

住所2 (番地以降) (全角文字)

2. 登録されている配偶者の情報は以下のとおりです。

配偶者の情報	
漢字氏名	機構 花子
カナ氏名	キコウ ハナコ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	20XX年(平成XX年)1月2日

配偶者の **住民票記載** の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字)

住所1 (自動入力) 郵便番号未入力

住所2 (番地以降) (全角文字)

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。 次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

■住民票住所の入力

ここでは、あなたと配偶者について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で発行を受けられる「住民票の写し」のほか、**マイナンバーカードのおもて面でも確認**できます。

郵便番号7桁を入力して「**住所検索**」ボタンを押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。丁目部分が重複となっていないか確認してください。なお、配偶者については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、「**申込者本人と同じ住所を自動表示する**」ボタンを押すことで、入力を省略できます。

「個人番号提出可否」画面で「**提出できません**」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

参考：一時保存



「個人番号提出可否」画面及び「住民票住所」画面では、左のボタンを押すことで、入力内容の一時保存ができます。

入力内容を保存しました。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューに戻る」ボタンを押してください。
入力を続ける場合は、下の「入力を続ける」ボタンを押してください。

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

入力が終わったら、画面最下部の「**次へ**」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出可否

STEP3 個人番号

個人番号画面は一時保存できません。

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報	
漢字氏名	機構 学
カナ氏名	キコウ マナブ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	20XX年(平成XX年)1月1日

あなたの個人番号を入力してください。

※マイナンバーカード等を確認し、正しい個人番号を入力してください。
他の人の個人番号を入力したり、個人番号の全部または一部の入力を行うと、奨学金の進学が行えません。十分注意して入力してください。

個人番号 (半角数字)

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字)

※個人番号・確認用個人番号に誤りがあると入力した値はすべてクリアされます。

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。 次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「**住民票の写し**」や「**通知カード**」で確認できます！

※入力したマイナンバーは「**個人番号を表示**」ボタンを押している間だけ表示される。

個人番号 (半角数字)

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字)

■マイナンバーの提出

ここでは、あなたと配偶者について、マイナンバー12桁を入力します。

入りに先立ち、あなたと配偶者のマイナンバーを確認するための書類を準備してください。配偶者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず配偶者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

【マイナンバーを確認できる書類】

- ・マイナンバーカードうら面
- ・通知カードおもて面
- ・マイナンバー記載の住民票の写し (お住まいの市区町村で発行)

マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。

特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある「**個人番号を表示**」ボタンを押している間だけ、入力したマイナンバーを表示できます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず2か所の「**個人番号を表示**」ボタンを押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、配偶者のマイナンバーは配偶者の欄に、正しく入力されていることも必ず確認してください。

「個人番号提出可否」画面で「**提出できません**」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

入力が終わったら、画面最下部の「**次へ**」ボタンを押します。

STEP1
個人番号提出可否

STEP2
住民票住所

STEP3
個人番号

STEP4
入力内容確認

STEP5
個人番号提出完了

2025年4月1日

個人番号提出はまだ完了していません！

あなたの入力した内容は以下のとおりです。

1. 入力内容に相違がない場合は、ページ最下部の「送信」ボタンを押してください。

2. 入力内容を訂正する場合は「内容を訂正する」ボタンを押してください。

① - 個人番号提出可否

申込者本人	提出できます
配偶者	提出できます

① - 個人番号提出可否の内容を訂正する

② - 住民票住所

申込者本人	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本町 1 0 番 7 号
配偶者	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本町 1 0 番 7 号

② - 住民票住所の内容を訂正する

③ - 個人番号

申込者本人	●●●●-●●●●-●●●●	個人番号を表示
配偶者	●●●●-●●●●-●●●●	個人番号を表示

③ - 個人番号の内容を訂正する

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「住民票の写し」や「通知カード」で確認できます！

入力内容に相違がない場合は、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

■入力内容の確認及び送信

ここでは、①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します。（マイナンバーだけは、「**個人番号を表示**」ボタンを押して確認します。）

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある「～を訂正する」ボタンを押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の「**送信**」ボタンを押します。

なお、「個人番号提出可否」画面で「**提出できません**」を選択した方が1名でもいる場合は、「**送信**」ボタンを押した後、下図の警告が表示されます。問題がなければ警告内の「**送信**」ボタンを押し、送信をやめる場合は「**閉じる**」ボタンを押してください。

警告

配偶者は、個人番号の提出可否で「提出できません」を選択しています。個人番号を提出できない場合は、別途書類を提出する必要があります。

・氏名：梅崎 花子

入力内容を再度確認する場合は、下の「閉じる」ボタンを押してください。

閉じる

送信を続ける場合は、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

⚠「送信」ボタンを押す前に必ずご確認ください！

- ・マイナンバーがあるのに、マイナンバーカードを持っていないからといって「提出できません」を選択していませんか？→たとえ誤解でも、「送信」ボタンを押すと変更できません。
- ・あなたと配偶者のマイナンバーを逆に入力していませんか？

STEP1
個人番号提出可否

STEP2
住民票住所

STEP3
個人番号

STEP4
入力内容確認

STEP5
個人番号提出完了

個人番号の提出が完了しました。

「奨学金確認書兼地方税同意書」に自署をし、必要な書類を添付のうえ、1週間以内に簡易書留で所定の郵送先まで郵送してください。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューへ戻る」ボタンを押してください。

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

メインメニューへ戻る

ログアウト

■個人番号（マイナンバー）の提出等



必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）の提出状況が「未提出」のままになっている場合は「送信」ボタンを押しておらず、手続きが完了していません！

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

⚠入力内容に誤りがあると、奨学金の選考が遅れます！

入力内容の誤りは、機構の審査開始後の発覚となり、不備照会を行ってから再提出等の手続きをすることになりますので、奨学金の選考が遅れます。

上段にも記載のとおり、「**送信**」ボタンを押す前に、必ず全ての情報が正しく入力されていることをご確認ください。

■マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で「**送信**」ボタンを押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、必ずメインメニューに戻り、「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「提出済」になったことを確認してください。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内に本機構まで郵送してください。

■手続き完了後の「メインメニュー」画面表示

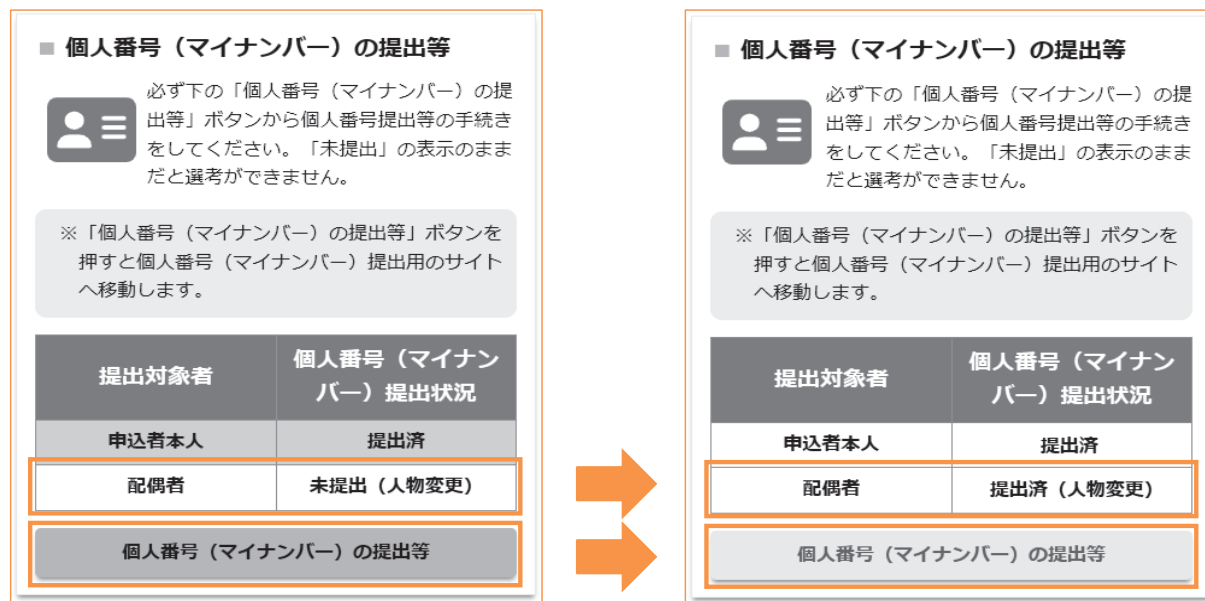
マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することはできませんが、「**個人番号（マイナンバー）の提出等**」ボタンは押せなくなり、入力した情報を訂正することや誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認することはできません。

(3) マイナンバーの再提出（スカラネット「メインメニュー」画面及びメールでお知らせ）

マイナンバー提出等の手続きが完了し、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類の郵送も完了した後は、原則として選考の完了をお待ちいただくことになります。ただし、次のような場合は、改めてマイナンバー提出等の手続きが必要になります。

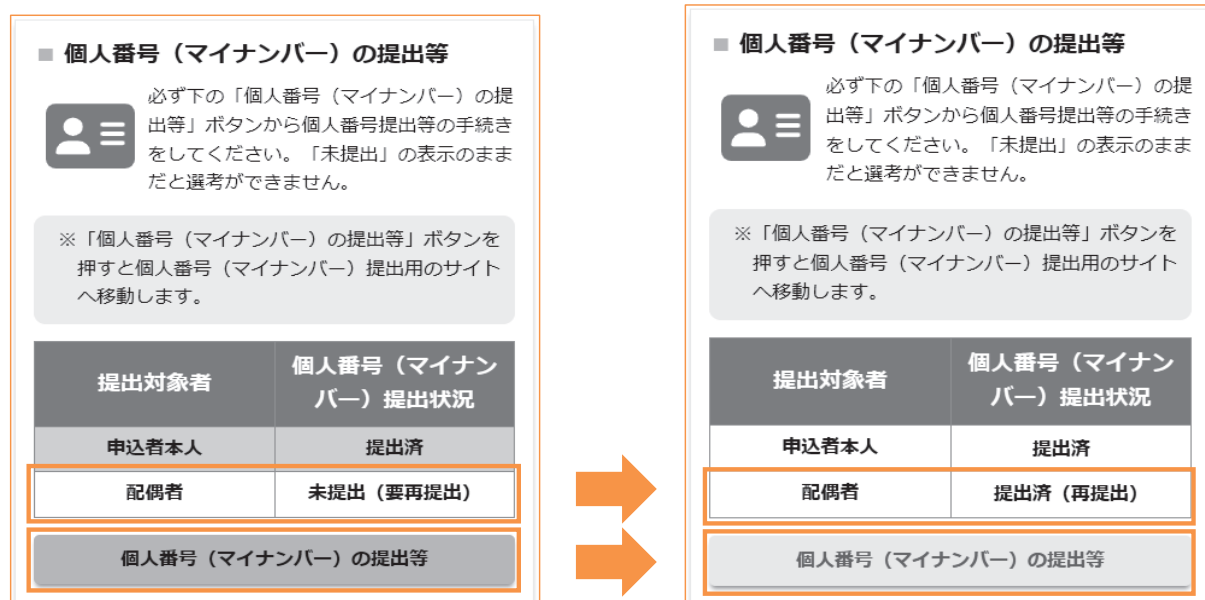
マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。再提出がないと選考が行えません。

■配偶者を追加又は誤って配偶者として入力した人物を変更した場合



配偶者を追加又は変更した場合は、変更後の人物のマイナンバーを提出する必要があります。上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（人物変更）」と表示されますので、該当者について、改めて前記(2)の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（人物変更）」に変わります。

■提出したマイナンバーが誤っていた場合



機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／配偶者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／配偶者のものであるか）を確認します。その結果、あなたと配偶者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（要再提出）」と表示されますので、該当者について、改めて前記(2)の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（再提出）」に変わります。



マイナンバーの再提出が必要となった場合は、あなたのメールアドレスにメールでお知らせしますので、スカラネット入力完了後も登録したメールアドレスは削除しないようにご注意ください。また、上図のとおりスカラネット「メインメニュー」画面の表示も更新されますので、定期的に同画面を確認してください。マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。